

原料費調整制度に基づく

令和元年10月のガス料金について

令和元年8月30日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和元年10月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和元年5月～令和元年7月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、消費税率の引上げに伴い令和元年10月1日を改定日として、ガス料金を改定します。

10月1日前から継続してご使用の場合は、経過措置により10月1日以後最初の検針分までは改定前の料金(8%)となり、それ以降の検針分から改定後の料金(10%)が適用されます。

令和元年10月検針分に適用する料金につきましては、広報上越9月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

<別紙>

料金表（令和元年10月）

- 一般契約料金（毎月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
基準単位料金に対しては 15.66円（税込）上方調整して料金を算定します。
また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	367.20	410.40	626.40
令和元年10月 調整単位料金 (円/m ³)	123.24	121.51	120.64

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和元年10月 適用料金	令和元年9月 適用料金	増減額	増減率
35m ³	4,663円/月	4,691円/月	△28円/月	△0.60%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量35m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線 311、312

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和元年5月～令和元年7月 (10月検針分に適用)	平成31年4月～令和元年6月 (9月検針分に適用)
平均原料価格※1	54,740円/ト	55,690円/ト

基準平均原料価格※2	35,090円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9771＋LPG平均価格×0.0474

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（平成28年6月から8月までのLNG平均価格34,120円×0.9771＋平成28年6月から8月までのLPG平均価格36,970円×0.0474）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和元年5月～令和元年7月貿易統計値）} \times 0.9771 \\ &= 53,430\text{円/ト} \times 0.9771 \\ &= 52,206.453\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和元年5月～令和元年7月貿易統計値）} \times 0.0474 \\ &= 53,490\text{円/ト} \times 0.0474 \\ &= 2,535.426\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 52,206.453\text{円/ト} + 2,535.426\text{円/ト} \\ &= 54,741.879\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 54,740\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 54,740\text{円/ト} - 35,090\text{円/ト} \\ &= 19,650\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= 19,600\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.074\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円}) \times 1.08 \\ &= 105.85\text{円} + 0.074\text{円} \times 19,600\text{円} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 105.85\text{円} + 15.6643\text{円} \\ &= 121.5143\text{円} \\ &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\ &= 121.51\text{円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07992円（0.074円に1.08を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり**15.66円（税込）**上方調整します。